

庭の里 通所リハビリ課 事業計画書

<デイケア>

(1) 事業目標

その人らしい生活や人生を尊重しながら、生活行為や社会参加の拡大をもたらし、生活の質の向上を図ります。また、現在の在宅での生活を維持していくと共に、出来る限り自立した生活を送れるよう支援していきます。

(2) 事業方針

- ① 利用者様の生活能力を最大限に活かせる環境と体制を創出していきます。
- ② 利用者様の安全、安心を最優先にしたサービスを提供します。
- ③ 人間関係の構築、生きがい、社会的役割、社会参加の拡大に向けて援助を行います。
- ④ 利用者様の生活が自立していけるよう、身体的、精神的機能の向上、改善を図ります。
- ⑤ 介護予防において要介護状態への進行、要介護区分の進行悪化防止に努めます。
- ⑥ 各職種間の情報の共有と連絡体制の確立を図る為に、連携を強化していきます。
- ⑦ 利用者様のご家族や関係機関との連携を図り在宅での生活を支援していきます。
- ⑧ 居宅介護支援事業所をはじめとした各関連機関との連携構築に努めます。
- ⑨ 通所リハビリテーションにおける業務、運営の体系化を構築していきます。
- ⑩ 地域との関わりを深める活動を行なっていきます。
- ⑪ 質の高いサービスが提供できるよう自己研鑽に努めます。
- ⑫ 利用者様の新規獲得、稼働率の向上を図ります。

上半期の平均月間稼働率90%以上を目標とします。

下半期の平均月間稼働率90%以上を目標とします。

年間稼働率90%以上を目指します。

(3) 事業内容

- ① 入浴 …… 一般浴、個浴による入浴の介助。
- ② 排泄 …… 状況に応じた適切な排泄介助。
- ③ 食事 …… 栄養のバランスに配慮し利用者様の身体状況に配慮した食事の提供。
- ④ 健康チェック …… 体温、血圧、脈拍の測定と、健康状態の確認。
- ⑤ レクリエーション …… 各種レクリエーションの実施。
- ⑥ 機能訓練 …… 理学・作業・言語療法により状況に適した機能訓練。

- ⑦ 送 迎 …… ご自宅から施設までの送迎。
- ⑧ 相談援助 …… 利用者様、ご家族様からの相談対応。

(4) 会 議

- ・日々の利用者様の状況報告・情報共有（毎日開催）
- ・通所リハビリテーション会議の開催。
- ・その他、必要に応じて随時開催。

(5) 勉強会

- ・介護技術の向上や援助技術の向上を目的として実施する。
- ・安心、安全な送迎を行なう為に、交通安全や運転技術の講習会を行なう。

(6) 研 修

技術向上や動機付けを行なう為に、施設内の研修会や外部研修会等への参加を推進する。

(7) 委員会活動

施設における各委員会へ参加し、各部署との連携を図る。

(8) 感染症予防対策

- ・感染防止に向けた取り組みを徹底して行う。
- ・職員、利用者様のマスクの着用や手洗い、アルコール消毒、うがい等の徹底。
利用者（来所時）、職員（出勤時）と午後の検温2回行う。
- ・日頃から利用者の健康の状態や変化の有無に留意する。
- ・清掃・消毒・換気等の実施。
- ・職員の健康管理に留意するとともに体調不良を申し出しやすい環境づくりをする。

(9) 非常災害対策

- ・利用者等の安全を確保するため非常災害時の体制整備、非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施（参加）等を強化・徹底する。
- ・日頃から、気象情報等の公的機関による情報の把握に努めるとともに市町村が発令する「避難準備情報」「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するため行動をとるようにする。
(必要な対応を最優先に検討し早め早めの対応を講じる)

- ・非常災害対策計画の内容を職員間で十分に共有するとともに、災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有する。

(10) 年間行事

各種行事を行なうことにより、利用者様に外出の機会や季節感のある活動の提供をする。

4月	お花見	11月	芸術の秋活動
5月	端午の節句	12月	クリスマス会
7月	七夕に向けての創作活動	1月	新年会・絵馬作成
8月	夏祭り	2月	豆まき
9月	敬老会	3月	ひな祭り

1年間を通して季節に応じた張り絵作成など

(11) さとのたより

利用者様やそのご家族、関係諸機関等に、通所リハでの活動の様子などを紹介し理解を深めていただくために発行する。(年2回発行)

(12) 営業活動

- ・稼働率や収益率を上げる為の活動を行なう。
- ・新規利用者の随時獲得。
- ・医療機関や居宅介護支援事業所への定期的に情報を行い連携を図る。
- ・リハビリテーションの充実など特色を活かした宣伝活動をする。

かがやき 居宅支援事業所 事業計画

1. 事業目標

居宅支援事業所として、利用者のニーズをより正確に把握し、在宅生活維持するためのニーズに添ったプランを作成～提供～確認し、安心して安全な信頼される事業所として、サービス提供に努めて行きます。

また、感染症・自然災害等のBCP行動計画の策定。2024年4月からのすべての事業所で義務化される事を意識してのサービス提供に努めて行く。

2. 事業取り組み

- (1) 居宅支援利用者、要支援及び要介護 給付 90 件常時確保に努めます。
- (2) 施設及び病院より在宅へ戻る利用者に対し、住宅環境や用具等環境整備を行い住み慣れた自宅にて生活できるように対応して行きます。
- (3) 常に利用者の立場になり考え快適な生活維持を実現できるようにします。
- (4) より良いケアサービスが提供できるように他事業所及び地域包括支援センターや医療機関との連携を密にして行きます。
- (5) 苦情相談はマニュアルに添って迅速に対応して行きます。
- (6) 行政主催の研修会に参加し、自己研鑽に努めて行きます。
- (7) 虐待の早期発見及び高齢弱者の権利擁護を行って行きます。
- (8) 主任介護支援専門員として一般介護予防事業及び認知症キャラバンメイト地域ケアマネージャー指導研修講義等を行い地域の啓発活動に努める。

<強化事業>

- * 感染症予防対策の徹底に努める。
- * 災害時における在宅高齢者等の実態把握とサービス提供に努めます。
- * BCP 対応を意識した在宅ケアの計画策定に努めて行きます。